

R2年度縦レビュー会議で出た課題について【障がい者虐待】

	目標	現状	問題	課題	取組案
予防	・ 養護者になる可能性のある人（普段関わっている人）が、支援者に困りごとや現状を隠さずに話せ、早い段階で困りごとが解決できる体制が整っている。	・ 普段関わっている人が、その行動が権利を侵していると気づかず、習慣的に行っている（エピソードを聞く）。	・ 普段関わっている人に、どういう行動が虐待なのか知る機会が少ない。	・ 支援者が、どのような環境が虐待発生しやすいか傾向を知り、起きやすい世帯には手厚くする工夫や視点を持つ。	・ 現場職員対象とした虐待対応研修の実施。 ・ 研修内容（①どういった行動が虐待なのか②虐待から対応までの一連の流れ）
	・ サービス事業所の管理者にどういう行動が虐待にあたるのかを認識してもらい、現場従業員へ適切な対応の仕方を周知できる体制が整っている。	・ サービス管理者の中には、どういう行動が虐待なのかの認識が不足し、十分に現場従業員へ適切な対応の仕方が周知できていないことがある。	・ 管理者級の方々が定期的に虐待対応研修に参加いただく機会が少ない。	・ サービス事業所の管理者級を対象とした虐待対応研修を定期的に企画して学ぶ機会を作る。	・ 管理者対象とした虐待対応研修の実施。 ・ 研修内容（①どういった行動が虐待なのか②虐待から対応までの一連の流れ）
ケース発見から通報受付まで	・ 警察からの通報が、迅速にはいる。	・ 警察が発見してから通報するまでの期間が長い。 ・ 警察からの通報時には、事案が解決している場合がある。	・ 虐待対応で急ぎでない場合、警察からの通報の後に、事後対応となり、再発予防がしづらくなる。警察業務も多く、優先順位が遅くなる場合がある。	・ 早期通報の必要性を理解いただくため、通報後の一連の流れ、各機関の動きを学ぶ機会を作る。	・ 警察に芦屋市における虐待対応の一連の流れの説明を実施する。
	・ サービス事業所の虐待対応、通報の知識が深まる。	・ サービス事業所が、虐待の認識や通報についての理解がない。 ・ 日々関わっており、始めに気付ける可能性が高い施設、事業所職員からの通報が少ない。	・ サービス事業所が虐待対応や通報について学ぶ機会が少ない。	・ サービス事業所向けに虐待対応や通報の一連の流れを周知する場を作る。（①虐待とは何かの研修②発見した時の対応の研修）	・ 現場職員対象とした虐待対応研修の実施。 ・ 研修内容（①どういった行動が虐待なのか②虐待から対応までの一連の流れ）
	・ 相談支援専門員が通報する機会が多いと思われるので、通報の手順や迷った時に相談できる環境がある。	・ 相談支援専門員において、虐待の認識や通報についての認識にばらつきがある。	・ 相談支援専門員が虐待の基礎知識や通報、一連の流れについて学ぶ機会が少ない。	・ 相談支援専門員向けに虐待対応や通報の一連の流れを周知する場を作る。（①虐待とは何かの研修②発見した時の対応の研修）	・ 相談支援専門員対象とした虐待対応研修の実施。 ・ 研修内容（①どういった行動が虐待なのか②虐待から対応までの一連の流れ）
虐待対応	・ （障がい）基幹相談員が、虐待対応の一連の流れを把握し、主体的に対応できる。	・ （障がい）基幹相談員が、虐待対応の一連の流れを把握できてなく、主体的に対応できていない。	・ 全体ケースが少なく、担当者が関わる件数が少ないため、なかなか頭に流れが入らない。	・ 虐待各会議前に基幹相談員としての役割を事前に把握する機会を作る。	・ 主担当、副担当の二人担当制とし、会議運営や虐待対応の経験を増やす。 ・ 外部が開催する虐待対応研修へ新任相談員は、参加する。
	・ 養護者が、支援者に困りごとや現状を隠さずに話せ、早い段階で困りごとが解決できる体制が整っている。	・ 養護者にも病気や障がい、性格などの課題があり、なかなか話の理解が進まなかったり、話に応じてくれない。	・ 養護者が支援者や外部との接点を持つことやSOSを出すことが出来ず、困りごとが大きくなってから顕在化する。	・ 介入のタイミングを見落とさない方法を考える	・ 養護者に対して定期的に連絡し、困りごとが無いかの確認と関係性の構築を行う。
	・ （障がい）基幹相談員が、直接的な担当としての役割と虐待対応としての役割を整理できるようになる。	・ 基幹相談員が本人の担当計画相談員である場合が多く、俯瞰的なケース対応が出来ない場合がある。	・ （障がい）基幹相談員が、直接的な担当としての役割と虐待対応の両面での支援が難しいことがある。	・ 虐待会議で役割分担や基幹ミーティングにて情報共有や役割整理の機会を作る。	・ 担当を主担当、副担当の二人体制とすることで、直接支援者以外に俯瞰的に支援を行う担当相談員を設ける。
再発の防止（非該当になったケース含む）	・ 継続可能な見守り体制をゴールとした場合、モニタリング期間や支援計画を策定し、定期的な支援が継続される。	・ 継続可能な見守り体制を作ることがゴールとなる場合が多いが、その後、何かありそうな時には気づけない時や気づいていても動けない現状がある。	・ サービスを求めている方の場合、継続的な支援や見守り態勢を取ることができていない	・ サービスを求めている方の場合には特に定期的なモニタリング期間を設定し、意識的に本人にアプローチする支援計画を策定する。	・ 虐待対応の終了後も基幹相談として担当を継続し、支援計画を策定する。また、年1～2回基幹相談においても全ケースレビューを行い、支援経過の確認を実施する。

【ご意見をいただきたい点について】 ①虐待に関する研修について ②再発の防止について

※高齢者虐待と同様に、家族が「虐待」とは思わずに不適切な支援をしている場合があります。またサービス事業所などの支援者で虐待の認識が低い方がいる場合があったり、相談員が主体的に虐待対応に関わっていなかったりと、「虐待の知識」や「対応力」を深める必要があります。

※特に精神疾患を抱える方では、支援を拒否される方がいらっしゃったり、養護者のかたで病気や障がい、性格などの課題があり、なかなか支援が進まない場合があり、虐待の再発の防止は大きな課題になっています。